

テレビアンテナ改修工事が完了

6月中旬から始まった地上波デジタルおよびBS・CS放送用テレビ共聴設備の工事が9月23日をもって全戸（本人辞退1戸を除く）完了しました。

工事中は住戸内の工事などで皆様方のご協力をいただき、今般無事に工事が完了しましたことを感謝申し上げます。

この工事完了によって全戸（本人辞退1戸を除く）で地上波デジタル放送およびBS・110°CS放送が受信できるようになりました。

これまで、BS放送を受信するために個人で設置されたBSアンテナは必要がなくなりましたので、美観上からも撤去をお願いいたします。

地上波デジタル放送とBS放送は受信機能を有するデジタル対応テレビまたはチューナーがあれば、110°CS放送以外の放送が見られますが、110°CS放送を見るためにはCS放送受信契約が必要です。

デジタル放送は1～12チャンネル、UHF、BSアナログ放送などとは比べるときれいな画像が楽しめます。改修されたテレビ共聴設備をご活用下さい。

（参考事項）

NHKとの受信契約について

放送法第32条の規定で「NHKの行う放送を受信できる受信装置（テレビ）を設置した者はNHKとその放送の受信について契約しなければならない」旨の定めがあります。

契約については、管理組合としては、直接関与いたしませんので、NHKと各戸との個人契約となります。

放送受信契約の概要

・カラー契約

衛星系（BS）によるテレビ放送を除く地上系のテレビ放送のカラー受信を含む放送受信契約

・衛星カラー契約

衛星系（BS）および地上系によるテレビ放送のカラー受信を含む放送契約

放送受信契約の単位

・放送受信契約は世帯単位

平成18年12月から単身赴任などの家族に対する割引制度が施行される予定

概要は以上ですが、詳細についてのお問い合わせは

NHKさいたま放送局 川越センター TEL 049-246-3111

で受け付けてもらえます。

以上